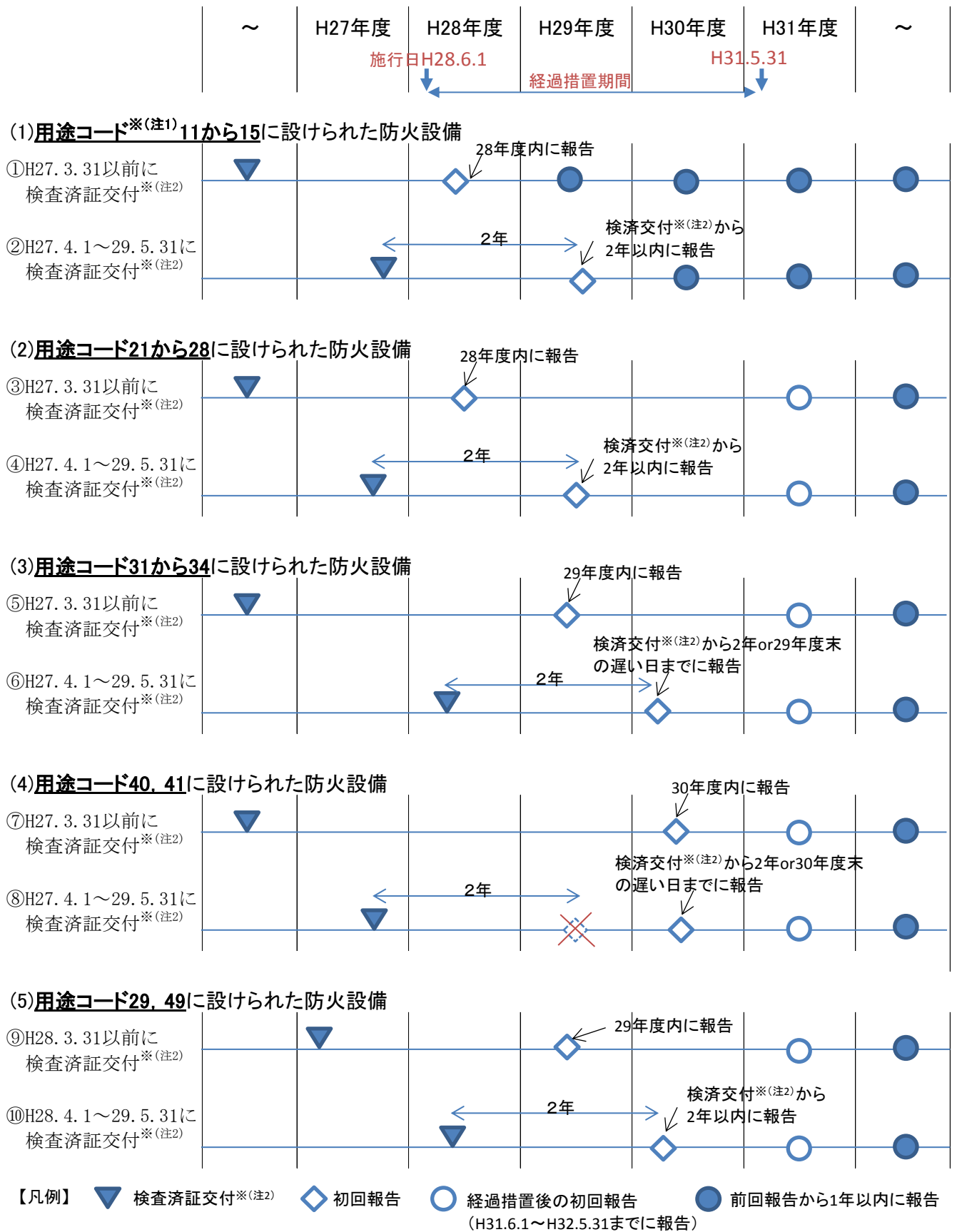


防火設備の経過措置のイメージ図



(例) 用途コード31、H20.1.1に検査済証交付の建築物の場合⑤に該当する。その場合の報告時期は以下のとおり。

- ・初回報告 : H29.4.1からH30.3.31までに報告
- ・2回目報告 : H31.6.1からH32.5.31までに報告
- ・3回目以降 : 前年の報告日の翌日から起算して1年以内に報告

※(注1) 建物用途、規模、階によって用途コードが決められています。詳しくは次のページをご覧ください。
 ※(注2) 建物竣工時に交付される、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証のこと。特定建築物の定期調査報告済証ではありません。

用途コード一覧

平成 28 年 6 月 1 日施行 (改正)

用 途	用途 コード	規 模 又 は 階 ※いずれかに該当するもの
劇場、映画館、演芸場	11	・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ ・ 主階が1階にないもので $A > 100 \text{ m}^2$
観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、 集会場	12	・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ 〔平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の 集会場を除く。〕
旅館、ホテル	13	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000 \text{ m}^2$
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場、物品販売業を営む店舗	14	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000 \text{ m}^2$
地下街	15	$A > 1500 \text{ m}^2$
保育所等の児童福祉施設等 (注意4に掲げるものを除く。)	21	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300 \text{ m}^2$ 〔平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡ 未満のものを除く。〕
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設 等(注意4参照)	〃	・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300 \text{ m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300 \text{ m}^2$
旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)	22	〔平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く。〕
学校、学校に附属する体育館	23	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000 \text{ m}^2$
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	24	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000 \text{ m}^2$
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所等 を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	28	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$
百貨店、マーケット、 勝馬投票券発売所、場外車券売場、 物品販売業を営む店舗 (毎年報告のものを除く。)	31	・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500 \text{ m}^2$
展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店	32	・ 地階 又は $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500 \text{ m}^2$
複合用途建築物 (共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。)	33	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500 \text{ m}^2$
事務所その他これに類するもの	34	5階建て以上で、延床面積が2000㎡を超える建築物のうち $F \geq 3$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は 寄宿舎(注意5参照)	41	・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 \text{ m}^2$ (2階部分)
下宿、共同住宅、寄宿舎 (注意4に掲げるものを除く。)	40	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$
用途コード21に該当しない病院、診療所(患者の収容施 設のあるものに限る。)	29	$A \geq 200 \text{ m}^2$
用途コード21及び41に該当しない高齢者、障害者等の 就寝の用に供する用途(注意4に掲げるものに限る。)	49	$A \geq 200 \text{ m}^2$

※注意

- 1 $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階又は $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階又は3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- 2 A は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいいます。
- 5 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいいます。
- 6 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- 7 一戸建て、共同住宅等の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除かれます。
- 8 用途・規模等、初回免除の考え方(新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。)等については、東京都都市整備局ホームページを併せて御覧ください。(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)

* 防火設備については、施行から3年間は経過措置が設けられています。詳しい内容は、東京都都市整備局HPを御覧いただくか、特定行政庁へお問合せください。